

ご質問・ご意見	事務局 回答
<p>① 「活動指標自己評価一覧」中、「施策番号71」は2年連続「D」ですが、その理由は何でしょうか？</p>	<p>資料2「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン活動指標自己評価一覧」の「施策番号71」は、「施策の方向① DV防止に向けた啓発の推進」のうち「市民や事業所への学習機会の提供」です。 プランの冊子31ページを見ると担当課は「人権・男女共同参画課」と「生涯学習課」ですが、両課とも評価が「D」の理由は「市民対象のDV予防講座やDV防止のための研修会を実施できていないから」です。人権・男女共同参画課では啓発のためのパネル展示や中学校へのデートDV出前講座は実施していますが、市民対象の講座は実施できませんでした。</p>
<p>② 「令和8年度重点目標（案）」の新規「案4」について、大いに期待しています。審議会の折りに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」がどのようなものか、また、女性に関連する他の法律との関係（DV防止法や女性活躍推進法など）との関係について説明してはどうでしょうか。その際、「問題を抱えているのは女性だけじゃない！女性だけ優遇されている！」の声にどのように対応するかについてもふれてほしいです。</p>	<p>審議会にてご説明いたします。</p>
<p>③ 同法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が予定している「市の基本計画」は、「基本施策108～110」を指すと理解していいでしょうか。あるいは、別に策定された基本計画（あるいは条例）があるのでしょうか？</p>	<p>プラン（改訂版）の「基本目標Ⅳ、基本施策4」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）にもとづく市町村基本計画」として位置づけています。改訂にあたり、困難女性支援法にもとづく基本計画は個別に策定せず、「きしわだ男女共同参画推進プラン」に包含すると位置づけましたので、「施策の方向①108～110の内容」が計画の内容となります。</p>
<p>④ また、同法施行以降の相談件数「65件」の内容はどのようなものでしょうか。概要を教えてください。</p>	<p>DV以外の相談例として、「家族間の問題」「過去の虐待経験等からの生きづらさ」「職場での人間関係」「離婚相談」「性的被害」などがあります。</p>
<p>⑤ 「市職員における各役職段階における女性職員の割合」中、令和7年実績は、以前に比べてかなり改善されているようにみえるのですが、最終目標を達成できる中間実績とみていいでしょうか。</p>	<p>人事課が改訂予定の特定事業主行動計画に合わせ、令和12年度の最終目標値を設定しましたが、プラン中間年における令和7年度の実績値は、「部長級」「課長級」「主幹級」において、令和12年度最終目標値に達していません。</p>